

計画の内容

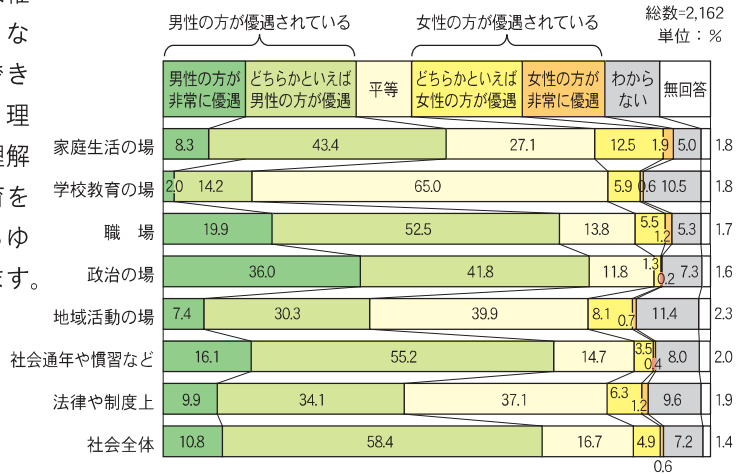
目標Ⅰ 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、人権尊重の理念に関し、正しく理解することが重要です。男女平等についての理解を深めるための啓発や、子どもの頃からの教育をはじめ、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において、教育・学習機会の充実を図ります。

施策の方向

- 1 人権尊重・男女平等意識の啓発
- 2 男女平等教育の推進
- 3 男女平等学習の充実
- 4 メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

各分野における男女の地位の平等感



資料：さいたま市男女共同参画に関する市民意識調査（平成24年1月）
（以下、「市民意識調査」といいます）

目標Ⅱ 社会における制度や慣行を見直し、多様な生き方ができるまちづくり

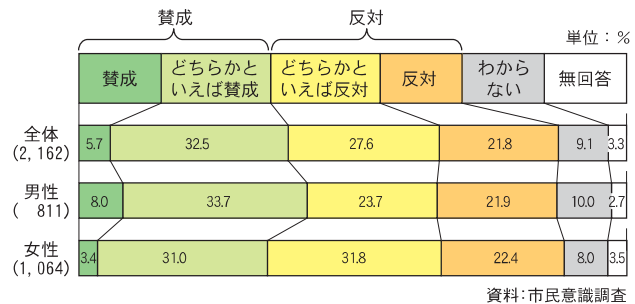
性別に基づく固定的な性別役割分担意識は、男女共同参画社会実現の大きな障害の一つとなっており、特に男性に肯定的な意見が多く見られることから、制度・慣行の見直しや意識啓発、及び男性にとっての男女共同参画の推進に取り組みます。

また、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画に関する継続的な調査・研究をはじめとした情報の収集・提供を行います。

施策の方向

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 2 男性にとっての男女共同参画の推進 **重点事項3**
- 3 男女共同参画に関わる調査・研究

「男は仕事、女は家庭」という男女の役割分担意識



目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

男女共同参画社会では、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されなければなりません。女性が政策・方針決定過程の場に進出するために、より多くの女性が関心を高め、主体的に参画する意欲を高めるための啓発や人材育成の観点からのロールモデル、キャリア形成の情報提供などを推進します。また、女性が少ない分野である理工系分野への関心・理解を高め、進路選択を促進することなどにも取り組みます。

施策の方向

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 あらゆる分野における女性の参画の拡大

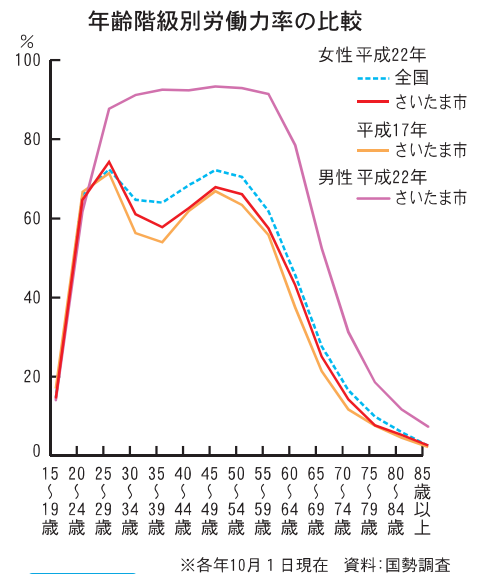
目標Ⅳ 男女が仕事と家庭生活・地域活動の両立をすすめるまちづくり

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」は、男女がともに健康を維持し、自己実現を可能にするとともに、家族が安心して暮らすための責任を果たしていく上でも重要です。この理解を深めるとともに、企業の生産性向上、さらには社会・経済の活性化に役立つことへの理解を促進し、社会的気運の醸成を図ります。

また、女性が経済的に自立し、出産・子育て、介護等により就業を中断することなく継続できるよう、「M字カーブ問題」の解消などに取り組みます。雇用・就労の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、雇用の質の向上を図ります。

施策の方向

- 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 **重点事項 1**
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実
- 3 働く場における男女の均等待遇の促進
- 4 女性の経済的自立と「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進 **重点事項 2**



目標Ⅴ だれもが安心して暮らせるまちづくり

だれもが安心して暮らせるまちづくりのためには、男女共同参画の視点が重要であり、貧困や地域生活における人間関係など、生活上の困難に置かれた人々への支援の充実を図ります。また、障害があること、外国人であることに加え、女性であることで複合的にさらに困難な状況に置かれている人々への支援の充実も図ります。

さらに、だれもが安心して暮らせるまちづくりに向けて地域力を高め、持続可能な社会を築くために、地域での支え合いによる子育て・介護支援等の充実や男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備など、身近な地域での男女共同参画を推進します。

施策の方向

- 1 親子等が安心して暮らせる環境の整備
- 2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 3 地域における男女共同参画の推進 **重点事項 4**

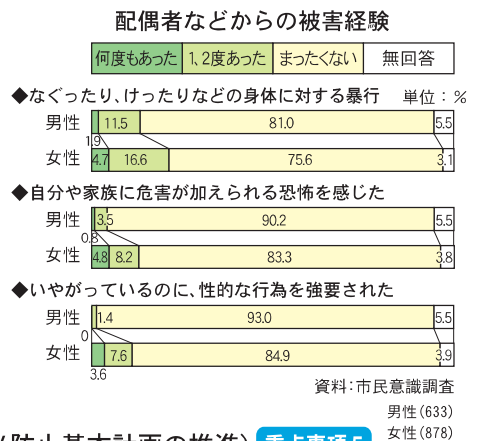
目標Ⅵ 女性に対する暴力のないまちづくり

配偶者等からの暴力や性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対するあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。暴力を容認しない社会的風土・風潮の醸成のため、若年層をはじめ、あらゆる年齢層を対象とした予防啓発や教育・学習の充実に取り組みます。

また、被害者の早期発見のためにも、相談しやすい体制の充実とわかりやすい相談窓口の周知を行うとともに、関係機関と連携し、保護から自立に至る切れ目のない支援を行います。

施策の方向

- 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶 **重点事項 5**
- 2 ドメスティック・バイオレンス防止対策と被害者の自立支援(DV防止基本計画の推進) **重点事項 5**



目標Ⅶ 男女が互いの性を理解・尊重し、健康な生活を営むことができるまちづくり

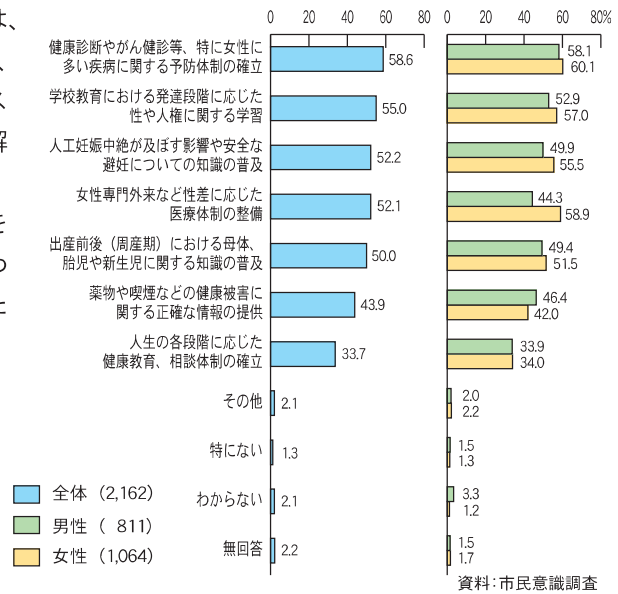
男女が互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、相手への思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であるため、性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)をはじめとした、性に関する正しい認識と理解を深めるための教育・学習機会の充実を図ります。

また、適正な時期に健康相談の実施や健康診断・指導を行うほか、妊娠・出産・育児に関する健康支援や生涯にわたるスポーツの活動支援などにより、男女の生涯にわたる健康づくりを推進します。

施策の方向

- 1 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発
- 2 男女の生涯にわたる健康づくり
- 3 性と健康をおびやかす問題への対策

女性の生涯を通じた健康を考える上で重要なこと



目標Ⅷ 国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

わが国の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に関する動きと連携した形で進められています。国際的な動向を注視するとともに、国際的規範・基準をはじめとする国際的情報の提供や、学習機会の充実を図ります。また、国際交流と国際理解を推進します。

施策の方向

- 1 男女共同参画の視点に立った国際交流と国際理解の推進
- 2 男女平等の国際的規範・基準の取り入れと周知

さいたま市の国籍別外国人数

※各年4月1日現在(単位:人)

	性別	中国	韓国及び朝鮮	フィリピン	ブラジル	ベトナム	米国	タイ	その他	総数
平成24年	女性	4,311	2,012	1,505	179	266	130	258	928	9,589
	男性	3,117	1,606	324	192	371	231	69	1,557	7,467
	合計	7,428	3,618	1,829	371	637	361	327	2,485	17,056
平成25年	女性	4,191	1,877	1,472	124	320	123	255	1,024	9,386
	男性	3,095	1,538	292	157	440	234	61	1,513	7,330
	合計	7,286	3,415	1,764	281	760	357	316	2,537	16,716

※その他には無国籍を含む

資料：さいたま市市政推進室

目標Ⅸ 男女共同参画推進体制の充実を図るまちづくり

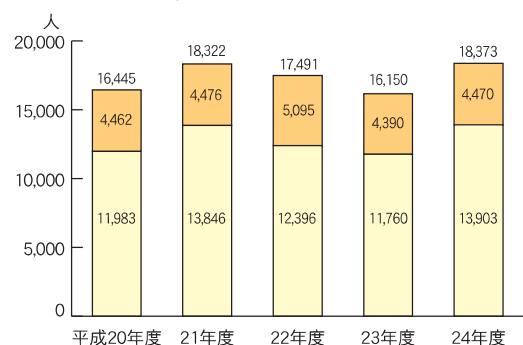
男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において広範にわたる取組を行う必要があるため、市の推進体制を充実させるとともに、市民・事業者と連携・協働し、施策を推進します。

また、男女共同参画推進の拠点施設である「男女共同参画推進センター(愛称:パートナーシップさいたま)」の利用を一層促進するため、市民ニーズを的確に捉え、市民・事業者・諸団体等と連携し、機能の充実と積極的な展開を図ります。

施策の方向

- 1 推進体制の充実と市民・事業者との連携の推進
- 2 男女共同参画推進センター機能の充実

男女共同参画拠点施設の利用者数の推移



女・男ブラザ

パートナーシップさいたま

資料：さいたま市男女共同参画課

主な新規事業

目標	推進事業
目標Ⅰ	メディア・リテラシー教育の推進
目標Ⅱ	ロールモデルの発掘・育成と情報提供 重点事項 3
	カジダン・イクメン写真展の開催 重点事項 3
	子育てパパ応援プロジェクト 重点事項 3
	男性の悩み電話相談の実施 重点事項 3
目標Ⅳ	積極的な取組を行っている企業等への認証制度の実施 重点事項 1
	幼児教育相談
	女性創業相談会 重点事項 2

目標	推進事業
目標Ⅴ	介護者サロン・カフェの増設 重点事項 4
	避難場所運営における男女共同参画の推進 重点事項 4
目標Ⅶ	うつ病家族教室・うつ病家族ゼミナール
目標Ⅷ	国際理解講座の開催
目標Ⅸ	「男女共同参画相談室」の設置

※目標Ⅲ、Ⅵにおいては既存事業の中で新たな内容に取り組みます。

主な数値目標

推進事業	指標項目	現状値(時点)	目標値(時点)
男性のための講座の開催	講座等受講者の満足度	79.9% (24年度末)	90% (30年度末)
保育士・幼稚園教諭体験の拡大	保育士・幼稚園教諭体験参加者数	累計3,672人 (21~24年度末)	累計7,440人 (25~28年度末)
審議会等委員への女性の登用促進	審議会等における女性委員の割合	36.4% (25年11月)	42% (30年度末)
審議会等委員への女性の登用促進	女性のいない審議会等の数	6件 (25年11月)	0件 (30年度末)
女性職員の管理職への登用促進	一般行政職の女性管理職員比率	7.9% (25年度)	10% (28年度)
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座の開催	ワーク・ライフ・バランスの必要性を意識したと回答した講座等受講者の割合	—	90% (30年度末)
育児休業・介護休暇取得の促進	男性の育児休業取得率	5.2% (24年度)	10% (30年度)
女性のチャレンジ支援講座の開催	講座受講者によるグループ設置数	—	3グループ以上 (30年度末)
認可保育所の拡充	定員数	12,983人 (25年度)	16,583人 (28年度末)

発行 さいたま市 市民・スポーツ文化局 市民生活部 男女共同参画課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 電話 048-829-1231(直通)

この冊子は2,950部作成し、1部あたりの印刷経費は32円です。